

延暦年間後半における仏教政策の展開

——主に桓武天皇と施暁の関係を契機として——

難波 美緒

はじめに

延暦年間後半の仏教政策については、主に、最澄・空海との関係において語られるものが多く、特に、桓武天皇が僧を統制するために出した仏教政策については、専論が少ない。このため、本稿では、延暦年間後半の仏教政策を桓武天皇の僧綱への対応を主眼として注目したい。

まず、延暦年間を通しての仏教政策については、特に桓武天皇は延暦三年（七八四）の長岡京遷都の際に、南都寺院の移転を認めなかったために、その治世は、一貫して仏教へは冷淡であったとされてきた。²しかしその後、延暦年間の仏教政策は、前半期と後半期において変化が見られると指摘されるようになった。「自己の統率下に置くことが目的であつて、仏教を嫌っていた訳ではなく、³「逆に後半生においては怨霊問題もあり、仏教に傾倒している」と解説される。

実際に『続日本紀』や『日本後紀』などの国史から仏教関連の記事を通して見ていくと、特に寺・僧への経済面において、光仁朝では優遇と冷遇の双方の仏教政策が見られるが、延暦年間前半では冷遇というべき仏教政策がほとんどである。しかし後半期は優遇の一環と考えられる賜物記事が多くみられるようになる。前半期と後半期の明確な時期については諸説あり、一致を見ていないが、桓武天皇の治世においてなんらかの変化があることは確かだろう。

変化を論ずる各説を紹介すると、まず高橋丈夫氏が、i 即位（七八一）か

ら延暦四年（七八五）、ii 延暦五年（七八六）から延暦十三年（七九四）まで、iii 延暦十四年（七九五）から延暦二十五年（八〇六）までの三期に変化があるとして、分類する。舟ヶ崎正孝氏は長岡京から平安京への遷都が行われた延暦十三年を境とする。宝龜・延暦年間を通じて、三十六年間で出された、五十余件の仏教政策の要素を分類した結果、光仁朝に見られる僧尼の資質に関しての政策が、（延暦年間前半期には少ないが）延暦年間後半期に集中してみられる事が理由とする。堀裕氏は延暦十七年（七九八）に仏教と神祇に統制と育成が図られるようになり、それは廟堂の変化と一致するとする。⁷他にも朝枝善照氏は延暦二十一年（八〇二）前後で区切りがあるとし、賜物が急増することを理由とする。⁸前半期と後半期に差が見られる見解と、延暦二十一年で変化があるとされてきたが、近年神祇政策との連関を理由に延暦十七年説が出てきている。説得的ではあるが、地方の僧官政策を主に取り上げるに留まり、「僧俗分離からより厳しい教学試験に合格した僧侶の任用へと方針を転換した」理由を明示しているとは言いえない。

本稿で注目する延暦年間後半の様相については前述のとおり、最澄・空海との関係を主眼として語られる。桓武天皇は延暦十六年（七九七）頃から後に天台宗の祖となる最澄を側に置きはじめる。⁹最澄は数年後に遣唐使として唐に派遣され、各宗の祖ともされる天台宗を開くことになる。しかし、それらの桓武天皇の対応は、梵釈寺の草創など、それ以前にも行っている仏教への対応との連関などは明らかにされていない。¹⁰桓武天皇が専制と言われるほどの権力を持ち、治部省・僧綱を通じて自身の意図を反映させた政策を推進

Abstract

していたことは事実と言えるが、その政策決定に影響を及ぼすものの合理的な説明が不足している⁽¹²⁾と言えるだろう。

本稿ではまず、『類聚国史』一八七度者、延暦十一年（七九二）正月庚午条にある施暁という僧侶の奏上に注目しつつ考察を行う。この奏上と時期を同じくするいくつかの変化に目を配り、段階的な変化の一つとして位置づけられることを示す。更に施暁との関りによって、桓武天皇が新たな教義の追究の必要性を認識したために、最澄・空海らを遣唐使として派遣することになったのではないかと推測する。

これまでは最澄や空海との関わりが注目される余り、彼らが持ち帰った教義が桓武や民衆に受け入れられていったのではないかとされているが、彼らを留学僧として派遣するにあたっての素地として、桓武天皇自身が救われる教えの追究といった要求も想定すべきと考える。

一、延暦年間半ばの賜物の増加について

——『類聚国史』延暦十一年正月庚午条を中心に——

延暦年間の仏教への優遇政策と思われる事象の一つとして、中期における賜物の増加が挙げられる。本節では現在残る史料の内から、深く関係すると思われる奏上を読み解く。

『類聚国史』延暦十一年正月庚午条にある僧侶施暁の奏上は、奏上者の個人名が残る貴重な例である。また、大方が詔勅で出される延暦年間の仏教政策の内、数少ない奏上による仏教政策である。

延暦年間に出された仏教政策を見ていくと、天皇が詔勅という形式で直接に命令を出した例が大半（表一参照）である。また『日本後紀』の欠失部分も存在し、その部分の正確な政策数は不明であるものの、大臣や大納言の宣であったも、「奉勅」で始まる形式がほとんどで、「案内」を検討する例は少ない。現存する五十六件の政策（表一参照）の内、「僧綱言」や「僧綱請」、「治部省解」で始まる、僧や僧綱、治部省が申上したり、太政官符が元であったりする政策は八件のみで、全体の七分の一である。その理由は、『続日本紀』延暦四年五月己未条に

己未、勅曰、出家之人、本事行道。今見衆僧、多乖法旨、或私定檀越、出入閭巷。或誣称仏験、誑誤愚民。非唯比丘之不愼教律、抑是所司之不勤捉搦也。不加嚴禁、何整緇徒。自今以後、如有此類、擯出外国、安置定額寺。

と見られるように、僧尼が乱れているのは、仏教関係の所司の怠慢にあると、桓武が考えていたためと思われる。所司は、玄蕃寮・治部省ないし国司などとする解釈と僧綱を含む解釈がある⁽¹⁴⁾。『養老僧尼令』が存在することから、僧綱を含む僧侶は官人の一種と捉えられること、またこの後、僧綱が僧尼統制に携わったと考えられるため、僧綱を含むものと解釈したい⁽¹⁵⁾。ともかく、桓武天皇が延暦四年時点で、僧侶を統制する能力を持つ人物を従えていなかったことになる。更に僧綱の任命はこの前後に二人の増員が行われており、それは遷都に関わるものと、西口順子氏によって指摘されている⁽¹⁶⁾。同時にそれまでの所司に不足があるための僧綱の増員ということもできるのではないか。

以下に示す奏上のような、詔勅以外の仏教政策は、天皇が一部改変を加えながら、認可する形式をとっている。また、次に示す延暦十一年の奏上は、施暁が、伝燈大法師位ではあるが、まだ僧綱の一員ではない時点で行われたものである。施暁が所司の内には含まれない立場であったことも指摘したい。奏上の内容は以下の通りである。

『類聚国史』一八七度者 延暦十一年正月庚午条

十一年正月庚午。傳燈大法師位施暁奏曰。『竊以。真理無二、帝道亦一。敷化之門是異、覆載之功乃同。故衛護萬邦、唯資於仏化。弘隆三宝、靡非帝功。②夫門釈侶、三界旅人、離國離家、無親無族。或坐山林而求道、或蔭松栢而思禪。雖有避世、出塵之操、不忘護國利人之行。而糧粒罕得、飢餓常切。③伏望以本寺供、給

凡例	
形式	記事の始めの書式(詔・勅・言・請・その他動詞(令・廢・制など)) (一)内の人名は当時の大臣・大納言等、宣じたり、言上したりした人物名。 史料によって異なる場合は註記
主な政策	灰色部分は、仏教のあるべき姿について、天皇が詔勅内で述べている例 灰色部分は、『日本後紀』欠失部分

表一 光仁・桓武朝の仏教政策

史料引用	主な政策	年	月	日	政策内容	出典史料	形式
	僧綱の賦物を定める	宝亀4	11		僧綱の賦物を定める。実質的に僧綱給の低下。	『類聚三代格』十五	勅
○	十禅師の優待	宝亀3	3	丁亥	〔3〕の実行指示。十禅師の給米を定める。 *施暁の師光信も給米されたと考えられる。	『類聚三代格』三	勅
		宝亀2	閏3	壬寅	僧綱が威儀法師六人を置くことを請う。	『扶桑略記』	僧綱請
		宝亀1 七七〇	10	丙辰	僧綱の言により、山林修行を許す。	『続日本紀』 『類聚国史』186僧尼雜制	僧綱言
		8	11	丁酉	風雨被害による、日向・薩摩の今年の調庸の免(寺神の戸を限らず)。	『続日本紀』	大宰府言 (藤良継)
		宝亀6	3	辛酉	四天王寺に捨像を造る。新羅に対するため。	『扶桑略記』では閏十一月	内大臣宣 勅
		宝亀5	閏11	辛酉	僧綱の賦物を定める。実質的に僧綱給の低下。	『続日本紀』	詔
		宝亀7					
		宝亀8					
		宝亀9					
		宝亀10	8	庚申	僧尼の存亡と住処在不を報告させる。	『続日本紀』 『類聚国史』186僧尼雜制	治部省奏

○														引用史料
早良親王薨去 (十一月)	長岡京遷都					造法華寺司を 停止								主な政策
23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	
延暦4	延暦3				延暦2	延暦元 七八二	天応元				宝亀11			年
5	12	12	11	6	4	4	1	12	6	1	1	9	8	月
己未	庚辰	戊申	己卯	乙卯	甲戌	癸亥	辛酉	甲午	戊戌	丙戌	乙酉	癸未	癸亥	日
25	13	6	6	10	28	11	1	4	5	20	19	17	26	
撰出を指示する。 教律に従わない僧侶の処罰を命じる。所司の怠慢も指摘。京からの	王臣家や寺家の山林の独占を禁止する。	錢財の私出挙、特に諸寺の利潤をむさぼる行為を厳禁する。	僧尼の悔過に音を用いる事を定める。	京畿に私に道場を造営することと田宅園地の施入売易を禁じる。	国分寺僧の死闘による交替を厳にすることを命じる。	造法華寺司を停止する。	去年許した神・寺の封租は正税で埋め合わせることを定める。	墳墓を破壊して寺院の石材に用いることを禁止する。	秋篠寺の寺封の年限を天皇一代限りに定める。〔類聚三代格〕は十六日条)	僧侶の怠慢や不正をただす。	大赦の一部。寺家も含めた正税の未納を許す。	死亡の僧尼の名を冒称する者を処分する。	在京の国分寺僧尼を本国に帰す。	政 策 内 容
〔続日本紀〕 〔類聚三代格〕三	〔続日本紀〕	〔続日本紀〕	〔扶桑略記〕 〔類聚三代格〕三	〔続日本紀〕 〔類聚国史〕180諸寺 〔類聚三代格〕卷19禁制事	〔続日本紀〕 〔類聚国史〕187度者 〔類聚三代格〕三 〔政事要略〕	〔続日本紀〕	〔続日本紀〕	〔続日本紀〕 〔類聚国史〕180諸寺	〔続日本紀〕 〔類聚国史〕186僧尼雜制 〔類聚三代格〕八	〔続日本紀〕	〔続日本紀〕	〔類聚国史〕186僧尼雜制・187度者	〔続日本紀〕 〔類聚国史〕186僧尼雜制	出典史料
勅	詔	勅	勅	勅	大納言宣 案内 (藤是公)	詔	詔	勅	内大臣宣 勅 (藤魚名)	詔	詔	勅	治部省言	形式

○				○									引用史料			
	平安京遷都			延暦十一年一月				造東大寺司廢止				梵釈寺造立	有徳の僧尼を顕彰	主な政策		
35		34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24				
延暦14	延暦13		延暦12	延暦11	延暦10		延暦9	延暦8	延暦7	延暦6	延暦5		年			
4		7	4	1	6	9	閏3	3	4		3	1	7	月		
庚申		辛卯	丙子	庚午	甲寅	丙子	壬午	戊午			壬子	癸丑		日		
23		15	28	15	25	13	16	16	9		6	21	20			
<p>僧尼の多くが法旨に乖き、外国に擯出するように命じたが、さらに多くが違犯しているため、僧綱に僧尼の取り締まりを厳しくするよう求める。 *僧綱が指示すれば従うはずとする。</p>				<p>漢音を習っていない年分度者を得度させないことを定める。</p>				<p>前の詔で、寺家に山野をしめることを禁じたところがあるのが引用されている。延暦三年十二月庚辰詔を遵守させるため、山背国の山野の公私の別を明確にさせる。</p>				<p>修行に励む僧尼の名を申上させる。 *天安寧には釈教の神力によるとの表現あり。</p>				政策内容
<p>雑色田の一部である寺田も停止され、代替の土地はなし。</p>				<p>京畿の田租を免ずる。神寺の租も准じさせる。</p>				<p>延暦三年以前の正税の未納・調庸の未納を許す。神寺の稲も准じさせる。</p>				<p>僧位の俗位相当を定める。 *僧を官人に対応するものとして位置づける。</p>				出典史料
<p>〔類聚国史〕159口分田・182寺田地 〔日本逸史〕</p>				<p>〔類聚国史〕187度者 〔日本逸史〕</p>				<p>〔続日本紀〕 〔類聚国史〕180諸寺 〔日本逸史〕</p>				<p>〔扶桑略記〕 〔類聚国史〕180諸寺 〔類聚三代格〕三 〔類聚三代格〕三 〔七大寺年表〕三</p>				形式
勅		制	制	勅 (僧綱奏 施暁)	勅	詔	詔	廢	治部省解		治部省解	造	勅			

						○					引用史料		
	延暦一六年四月		延暦一五年六月								主な政策		
46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36			
延暦17		延暦16		延暦15							年		
1	8	2	3	3	11	9	8	閏7	7	4	月		
辛丑	甲子	己未	丙辰	庚戌	乙卯	己酉	丙子	乙卯	癸未	甲子	日		
20	11	2	25	19	22	15	13	21	18	27			
	諸国の定額寺の資財帳を官に進上することの停止を定める。	諸国の講師が造寺以外、寺の庶務処理や僧尼の糾正を行うべきことを指示する。従わない場合科断する。	諸尼の競って法華寺に入することを禁止する。	諸国の講師が造寺以外、寺の庶務処理や僧尼の糾正を行うべきことを指示する。従わない場合科断する。	諸国定額寺への資財は国司・三綱・檀越が共に検行する。三綱は檀越衆僧の請いにより国司が任じる。寺家の破壊などは檀越衆僧を推問し、法によって罪する。	北辰祭を禁止する。違犯の僧侶は綱所に送る（僧綱の執務所へ通知する）とある。	諸国における七大寺の出挙稲（利稲が寺の経費に充てられた）の減省を指示する。	梵釈寺に清行の禅師十人を置き、中に三綱も含める。近江国の水田百町・下総国の食封五十戸・越前国の五十戸を施して、修理・供養の費用に充てる。	諸国の国師を講師と改称することを指示する内容。読師には国分寺僧を序列によって任命することを定める。	官家功德分封租の進官を停止し、例により収納させる。	使いを七大寺に遣わして、常住の見僧尼を監督させる。	寺に土地を捨施することを禁止して久しいが、他の名であっても実際は寺の物であることが多い。田宅・園池の寺への寄進・売却を禁止する。	政策内容
	〔類聚三代格〕三 〔日本逸史〕	〔類聚三代格〕三 〔弘仁格抄〕16 〔日本逸史〕	〔類聚三代格〕三 〔弘仁格抄〕16 〔日本逸史〕	〔類聚三代格〕三 〔政事要略〕56 〔弘仁格抄〕16 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕神祇10雑祭 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕182施入物 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕180諸寺・182寺田地・〔日本紀略〕 〔類聚三代格〕十五 〔日本逸史〕	〔類聚三代格〕三	〔類聚三代格〕八 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕180諸寺 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕79禁制・182施入物 〔日本逸史〕	出典史料	
	大納言宣 勅 (神王)	勅 (紀古佐美)	右大臣宣 勅 (藤継繩)	勅	公卿奏	詔 (三代格では勅)	大納言宣 案内 (藤園人)	右大臣宣 勅 (藤継繩)	遣	勅	形式		

引用史料	主な政策	年	月	日	政策内容	出典史料	形式						
○													
	延暦一九年一月												
57	56	55	54	53	52	51							
延暦20	延暦19		延暦18										
4	4	6	5	10	9	9	9						
丙午	丁酉	乙酉	壬戌	壬辰	癸亥	壬戌	乙卯						
15	9	12	19	17	17	16	9						
	年分度者の年限を三五歳から二十歳にし、試験基準を宗派（三論・法相）によって勘案させる。	東西二寺のみ巨樹の伐採を免除する。	沙門が山林に住んで、邪法を行うため、山林内の精舎とそこに居住する比丘・優婆塞についての調査・報告を求める。	諸国の講師・国師に国分寺に籍を置く僧を監督させる。	破戒の僧尼に対する取締りとして、寺に住むことと供養を充てることをやめさせる。	僧子の蔭を假りて出身する者を糾正することを定める。（大同元年八月己酉符）	法相宗・三論二宗が並び行われることを望む。法相宗のみ栄えて、三論の衰えが問題になっていたため。 *僧綱の指導が欠如しているからとする。	僧位を俗位に相当する。	藤原園人に平城旧都内の寺院・僧侶の取締を命令する。	僧綱・十五大寺の三綱・法華寺の鎮を定め、童子の食を充てる。	*様々な僧がいることが前提の文言。 僧侶を教正すべきこと。僧侶が戒律を守るべき事を指示する。	年分度者は三十五歳以上などの選定基準をさだめ、僧侶が戒律を守るべき事を指示する。	
	〔類聚国史〕187度者 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕180諸寺 〔日本逸史〕	〔日本後紀〕 〔類聚国史〕186僧尼雜制 〔日本逸史〕	〔日本後紀〕 〔日本逸史〕	〔日本後紀〕 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕186僧尼雜制 〔日本逸史〕			〔類聚国史〕186僧尼雜制 〔日本逸史〕	〔類聚三代格〕三 〔政事要略〕 〔日本逸史〕	〔類聚三代格〕三 〔日本逸史〕	〔類聚国史〕186僧尼雜制 〔日本逸史〕	
	勅	勅	勅	令	勅	大納言宣 勅 (神王)	詔	治部省解、 僧綱解	勅	大納言宣 勅 (神王)	大納言宣 勅 (神王)	勅	形式

○			○					○		史料引用	
僧綱政の監					延暦二二年二月					主な政策	
67	66	65	64	63	62	61	60	59	58		
				延暦23		延暦22		延暦21		年	
11	5	1	1	1	1	1	2	1	12	月	
戊戌	庚寅	戊戌	丁亥	癸未	戊寅	壬申	庚寅	庚午	壬子	日	
27	17	22	11	7	26	20	3	13	24		
菅野真道・石川河主に僧綱の政を監督させる。	御齋会の時にて得度する者について、旧年十二月中旬に試験を済ませ、報告すべき事を指示する内容。	如宝の言上。唐招提寺へ例として律を講じさせること、及び賜田を命じる。『帝王編年紀』は前年に同内容がある。『日本逸史』は双方の記事を採録	*僧綱・国司が不適切な講師任用を改めなければ罰せよとする。	戒律を守らず、追放された僧であっても、改過した者は許すこと、また濫行の講師の解任と不適切な講師人事を行う僧綱・国師の処罰を行うことを命じる。	三論・法相両宗に対して、年分度者の定員の間で融通を認めず、また修得すべき經典に関して指示する。法華・最勝王・華嚴・涅槃各經を読まない者は得度を禁止する。漢音には限らない。	緇徒が三論を学ばず、法相を崇めるが、今後の年分度者は各五人ずつ度せよ。	唐招提寺に例として律を講じさせる。	智行の二科僧四三人に施物を請う。許可。	三論・法相の二宗が争うことのないように、正月に最勝王經、十月に維摩經を読ませる。六宗に広く学業を広めさせる。 *一宗のみを学んでは仏教が衰微することになるためとする。	国毎に国師を改めて講師と読師を置く基準を変更し、講師は講説に堪え衆の推す者から大智へ、読師は国分寺僧から少智へと変更する。講師は四五歳以上なら認め、読師は旧来通りとする。(齊衡二年八月二三日符)	政 策 内 容
『日本後紀』 『類聚国史』180諸寺・186僧尼雜制	『日本後紀』 『類聚国史』187度者 『日本逸史』	『日本後紀』 『類聚三代格』二 『弘仁格抄』14 『日本逸史』	『類聚国史』180諸寺・182寺田地 『類聚三代格』二 『日本逸史』	『日本後紀』 『日本紀略』 『日本逸史』	『日本後紀』 『日本紀略』 『日本逸史』	『類聚国史』179諸宗 『日本逸史』	『帝王編年紀』 『類聚国史』186施物僧 『日本逸史』	『類聚国史』177御齋会・179諸宗 『日本逸史』	『類聚三代格』三 『日本逸史』	出典史料	
令	制	(如宝)	勅	勅	勅	官符、僧綱牒	僧綱言	勅 (神王)	右大臣宣治部官符、僧綱解(神王)	形式	

引用史料	主な政策	年	月	日	政策内容	出典史料	形式
		68	1	癸酉	愚民が氏寺に権貴を仮託するため、流記にある定額諸寺の檀越の名の変更を禁止する。	『類聚国史』180諸寺・1 82寺田地 『政事要略』 『類聚三代格』三 『弘仁格抄』16 『日本逸史』	右大臣宣 制 (神王)
		69	1	甲申	寺から追放されている破戒僧を本寺へ還住させると、諸寺の塔の修理を命令する。 *病悩する桓武天皇が仏教の加護を求めることを意図した	『日本後紀』『類聚国史』1 80諸寺 『日本逸史』	勅
		70	12	庚申	諸国講師の制度の改革を僧綱が奏上。優れた僧侶を講師に起用して部内の寺の管理に当たらせ、任限を六年にすることを求める。	『日本後紀』 『政事要略』 『類聚三代格』三 『弘仁格抄』15 『貞観交替式』 『日本逸史』	右大臣宣 僧綱牒 (日本逸史では勅云云) (神王)
		71	1	辛卯	宗ごとに年分度者を定め、課試の時の及第基準を定める。また宗ごとに年分度者の数を定め、最澄の意見を容れて、天台宗二人の度者枠を認める。	『日本後紀』 『類聚三代格』二 『弘仁格抄』14 『日本逸史』	右大臣宣 勅 (神王)
			3		桓武の崩御日。五畿七道諸国に金剛般若経を転読させる。	『類聚三代格』三	右大臣宣 勅 (神王)
			4		十五大寺に毎年仁王般若経を講じさせる。	『類聚三代格』二 『弘仁格抄』15	大納言宣 勅 (藤雄友)

彼住處。則緇徒獲_レ全_二百年之命_一、聖化遠流_三千載之表_二。④又山背国百秦忌寸刀自女等卅一人、俱發誓願、奉_二為聖朝_一、自去宝龜三年、迄_二于今年_一、毎年春秋、悔過修福。願_二其精誠_一、実可_二随喜_一。⑤伏望從_二心願_一、咸令_二得度_一。』並許_レ之。

この条は①から⑤についての内容を傳燈大法師位の施暁が奏上し、桓武天

皇が許可したことを示す。①から⑤を詳しく見ていくと、①では国家と僧侶がどのような理念が示される。人民を教化する方法は違うが、万物を覆い載せ、世話をする点は一致しており、また国家によって仏教が栄えるという内容になる。②では現状が説明される。僧侶は世俗を離れ、山林に入つて修行することを旨とし、実行しているが、同時に国家を護り、人を利する行もを行っている。それにも関わらず、食糧を得るのが困難であり、僧

侶が常に飢餓している事実が述べられる。③では、奏上として願うことが示される。ここでは僧侶の所属する本寺の供料を、山林修行の住処に給付してほしいことが該当する。④では、僧侶一般の話題から一転して、山背国の百(姓)⁽¹⁷⁾ 秦忌寸刀白女等、朝廷のために宝亀二年から現在まで悔過を修した卅一人の存在をのべ、彼らの精誠を考えると、実に随喜すべきである事実を述べる。⑤では③同様願うことが示され、彼らが望むように全員を得度させることを願っている。

①～③の前半部について、直接的には、僧侶への供物の給付場所を本寺から山林修行している場所に移すことを願っている内容であるため、まず③について考察し、その後①の理念、②の現状の説明が意味すると考えられるものについて述べる。

③の給付される場所についての変更は実行されたのかは、現在となつては不明であると言わざるを得ない。「以本寺供、給彼住處。」と厳しく山林修業をしている場所に給糧があったとしてもその授受の記録は残りがたいものであるためである⁽¹⁸⁾。但し、同内容の史料が『類聚三代格』卷三 僧綱員位階并僧位階事 宝亀三年三月二十一日官符に見られる。これは『続日本紀』宝亀三年三月丁亥条の十禅師の優遇に関する指示書である。

『類聚三代格』卷三 僧綱員位階并僧位階事

太政官符

応_レ供養_二禅師十人 童子廿人(毎_レ師二人)事

師日米三升 童子日米一升五合

右奉_レ勅。古人云、人能弘_レ道非_レ道弘_レ人、宜_レ分_二省宮稻_一供_二禅師、割_二正税稻_一給_二童子_一、以_レ息_二乞食之宮_一、其畿外国者並用_二正税_一。所_レ在国司隨_二師情願_一、若米若穎、領_二送住処_一、必使_二清潔_一。

宝亀三年三月廿一日

ここでは禅師の「乞食之宮」を息めるために、「領送住処」と禅師と童

子の住処へ送ることを指示している。この十禅師として名が残る一人に光信という僧がいる。彼は『扶桑略記』天平二十一年二月二日条に師行基が没する時、その四十九院を悉く付属したとある人物で、『僧綱補任』延暦十二年に施暁の説明として、「行基菩薩孫弟子。光信大徳弟子」とあるので、施暁は光信の弟子である。このため、奏上の二十年前の師が対象である指示を施暁は知っていたと考えられる。

また、宝亀元年十月甲辰に山林修業が許可されてから、山林修業は一層盛んになり、僧侶は時期によつては本寺ではなく、山奥の道場で修行していたと考えられている⁽¹⁹⁾。

このため、延暦年間以降、「領送住処」が正確に行われなかったというよりは、「領送住処」してもらえない僧侶の範囲が拡大したと読み解くのが適切だろう。宝亀三年段階では、十禅師のみが対象であったものが、施暁の奏上によつて、本寺給をもらえない立場の僧で、山林修業をしている者であれば、住処に送付してもらえようになつたのである。山林修業の重視こそ最澄と空海の誕生とつながると解説されるが、その過程では権力者による山林修業経験者の優遇が必要であつたといえよう。その際の表現として、②として後述する飢餓に直面しているなどの表現がなされたものと考えられる。

次に①の理念を示した箇所について述べる。桓武天皇の仏教に対する考え(理想)の表現は、特に詔勅にみられる。そのため、桓武天皇の仏教に対する姿勢や態度の変化について、詔勅内の理念の現れ方の変化について述べる。小林崇仁氏⁽²⁰⁾も指摘するように、「山林修行を実践した当事者である僧尼の信念や目的意識、あるいはそれを護持した為政者の仏教信仰という視点まで踏み込んだ考察は必ずしも充分とはいえない」現状がある。小林氏は、宝亀年間に続いて、延暦年間においても仏者が修道に務めることにより、天下が安寧であるとの考え方を引き継いでいること、宝亀年間より理念に基づく事例は頻繁に見えるようになり、仏教に関してより積極的であつたことが窺えらるっている。

特に施暁の奏上以降、桓武天皇の仏教への理想の表明頻度に変化し、桓武天皇が仏教に対する考えを明示する例が増加しているように見受けられる。

特に延暦十四年から二十五年までの間、桓武天皇は仏教的思想やあるべき姿を詔勅の中に織り込むようになる。施暁の奏上の前後で、桓武天皇が仏教政策内に理念を加えることが増え、また寺や僧への給付記事が増加している。件数としては一件が少なくとも六件となった。それまでも『続日本紀』延暦四年七月癸丑条に、修行に励む僧尼の名を申上させ褒章を与える指示を出す勅があるが、仏教を「釈教」と呼ぶなど、仏教やその教えの内容については比較的距離がある態度である。一転して、施暁の奏上以降は頻繁に桓武天皇の仏教に対する姿勢が語られる。それは使用する単語にも表れる。『類聚国史』一八〇諸寺と一八二寺田地 延暦十四年九月己酉条では、仏教を「真教」と表現するし、『日本後紀』延暦二十三年正月癸未条では、「真如妙理。一味無二。(仏教の真理を伝える如来の教えは時と所により様々であるが、本質は同じであり、違いはない。)」と仏教を「真」を使って表現する。詳しくは二節で後述するが、延暦十年代前半から、仏教関係の知識について、桓武天皇に教授する人物が存在したことが想定できる。

②の現状の説明が意味すると考えられるものについて、この時期に賜物の増加という現象が見られるため、取り上げる。宝亀・延暦年間の賜物の件数は、表二の通りである。延暦年間の賜物の件数を残っている限りの史料から見てみると、後半に急増することが明らかである。延暦十一年の施暁の奏上以降、延暦年間の前半期には十件程度しか見られなかった賜物が、三十三件へ増加している。また、特に奏上直後の延暦十一年十二年の件数は特に多い。このことから、施暁の奏上が認可されたのと同時期に、実際に仏教関係の賜物が増やされた事が明らかといえる。また当該記事のすぐ前の賜物は、延暦七年であり、数年の間が空いている。それにも関わらず、この施暁の奏上以降、賜物記事が増加している。

施暁の奏上内の護国利民を願う僧侶が「而糧粒罕得、飢餓常切。」と飢餓寸前であるという表現からは、間接的にはあるが賜物の増加も願っていると言えよう。食糧が得られないことで飢餓の危険と隣り合わせであるという現状を記す以上、間接的に給付の増加を願う意味あいをも読み取るのが適切ではないだろうか。佐伯有清氏は、この提言の許可と実施の背景に「前年の

全国的な旱疫と飢饉があつた」とする⁽²²⁾。飢饉には賑給が行われるが、この後の賜物の増加は賑給に似た意味合いもあつたと言える。

同時に奏上されている④と⑤について、山背国百秦忌寸刀自女等の悔過修福と得度の意味合いは、桓武天皇と渡来人の関係性に求めたい。村尾次郎氏⁽²³⁾と井上満郎氏は、三十一人が悔過を行い始めた宝亀三年は、光仁天皇の皇太子である他戸親王が廃され、山部親王(後の桓武天皇)が立太子された頃であるため、桓武天皇の即位を願うての悔過であつたと考えられ、特に許可されたのではないかとしている。

山背国百秦忌寸刀自女等三十一人が、得度して正式な僧と認められることは、これまで私的な儀式であつた毎年春秋の悔過修福が公に認められることになったことでもある。百秦忌寸刀自女等の本拠地である山背国の一地域は特定されていないが、秦氏の勢力下にあつたと考えられる。秦氏は平安京となつた土地を勢力下に治めてきた氏族でもある。悔過修福の功德として、父の光仁天皇よりも長い治世を実現できていることへの対応というだけではなく、この後の平安京への遷都をも見越した許可であつた可能性もあるだろう。更に桓武天皇が重視し、有力な後ろ盾でもあつた渡来系の人々とのつながりの確認にもなる。このような内容の奏上をしたことは施暁が渡来系の人々とのつながりを持っていたことも示すため、次章で詳述する一年後の施暁の任命も渡来系との関りを重視する一環としての意味合いもあつたといえよう。

以上、施暁の奏上を詳しく分析した。この奏上は、「領送住処」⁽²⁴⁾としてもらえる僧侶の範囲が十禅師から本寺給のある僧侶すべてに拡大した意味で、国家からの給付の増大を意味するものと考えられる。また、直接的な表現はないものの、賜物の増加と時期を同じくするため、施暁の奏上後、桓武天皇と施暁や施暁もその一員となつていく僧綱との関係が良好となつたことも想定できる。

次節ではこの奏上を行った施暁が、この後どのように桓武天皇と関り、影響を与え、それがいかに仏教政策と関連していたのかについて考えたい。有意義な奏上によつて、僧綱の一員となつた施暁の桓武天皇との関係性の変遷

表二 宝龜・延暦年間の賜物 【凡例】灰色部分は桓武天皇の前半期。

	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
	宝龜四年七月庚子	宝龜四年四月癸丑	宝龜三年三月丁亥	宝龜二年	宝龜二年八月己卯	宝龜二年二月	宝龜元年十月己丑	宝龜元年四月戊午	宝龜元年四月乙未	年月日
	27	9	6		26	11	25	26	3	日
	7 7 3	7 7 3	7 7 2	7 7 1	7 7 1	7 7 1	7 7 0	7 7 0	7 7 0	西暦
	物	便田	終身供養	施封因幡五十戸	印	施封五十戸	御物布施	百万塔	物	賜物
	尼と女孺269人と雑色1049人	山背国国分寺・国分寺	興・光信 禪師秀南・広達・延秀・延恵・首勇・清浄・法義・尊敬・永興・光信	岡本寺	西隆寺 法花寺 崇福寺 四天王寺 弘福寺 法隆寺 元興寺 新薬師寺 興福寺 東大寺	荒陵（四天王）寺	僧綱 諸寺師位僧尼	百万塔 諸寺	文武百官 十二大寺の僧・沙弥	対象
	周忌に供した尼								行幸	理由
	周忌の御齋会に供御の尼・女孺・雑色に物を賜	便田各20町を捨	十禅師の優待	岡本寺に封（因幡50戸）	寺の印を鑄て、本寺に分ける	荒陵（四天王）寺に封50戸	宣命第四十八詔 宝亀改元に伴う大赦や叙位、賜物を布施	藤原仲麻呂の乱の時に祈願した百万塔が完成したため、諸寺に置く	物を賜	備考
	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	称徳天皇	称徳天皇	天皇
	『続日本紀』	『続日本紀』 『類聚国史』 寺田地 182	『続日本紀』 『類聚国史』 185僧封	『新抄格勅符第十卷抄』 寺封	『続日本紀』	『新抄格勅符第十卷抄』 寺封	『続日本紀』	『続日本紀』	『続日本紀』	史料

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10		
延暦元年十月	延暦元年七月壬寅	天応元年四月癸卯	宝亀十一年	宝亀十一年五月	宝亀十一年五月 壬辰	宝亀十一年六月戊戌	宝亀十年	宝亀十年十月壬子	宝亀十年六月	宝亀八年八月癸巳	宝亀七年六月癸亥	宝亀六年	宝亀四年十一月 甲子	宝亀四年十一月辛卯	年月日	
	21	15			29	5		16		15	7		24	19	日	
7 8 2	7 8 2	7 8 1	7 8 0	7 8 0	7 8 0	7 8 0	7 7 9	7 7 9	7 7 9	7 7 7	7 7 6	7 7 4	7 7 3	7 7 3	西曆	
納封	大法師	物	封戸	戸 加封100	封戸	封戸	施封50戸	封戸	施封	戸・畑	戸	20戸 施封上野国	贈物	田	賜物	
西大寺	松尾山寺の僧尊鏡 80歳以上の僧尼 諸寺の智行の人 僧綱		妙見寺	飛鳥寺	伊勢大神宮 大安寺	秋篠寺	西大寺	高叡法師 恵忠法師	西隆寺	妙見寺	(唐) 招提寺	神通寺	僧正良弁	大和国の菩提・登 美・生馬 河内国の石凝 和泉国の高渚の五院 河内国の山崎院	対象	
	高年	八十以上			旧に復す	光仁の間の み		宿徳を優						豊作祈願	理由	
西大寺に封	高年のため、内裏へ呼び、大法師を叙す。	物を布施	戸、美作50戸 常陸50戸、近江30戸、讃岐50戸、上野50	飛鳥寺に封100戸	封を元に戻す	秋篠寺に封100戸を施入 寺封の年限を定める	西大寺に封50戸	大僧都 少僧都 封30戸を施	西隆寺に封	上野国群馬郡の50畑 美作国勝田郡の50畑	播磨国の戸50畑を捨	神通寺に封(上野国20戸)	卒	行基開基の6院に田地施入 当郡の田3町 2町	備考	
桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	光仁天皇	天皇	
『元亨釈書』一三卷	『続日本紀』	『続日本紀』	『新抄格勅符第十卷抄』 寺封	『新抄格勅符第十卷抄』 寺封	『続日本紀』	『続日本紀』	『新抄格勅符第十卷抄』 寺封	『扶桑略記』 『類聚国史』185僧封	『元亨釈書』卷三三	『続日本紀』	『続日本紀』	『新抄格勅符第十卷抄』 寺封	『続日本紀』	『類聚国史』182寺田地	史料	

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	
丑 延暦十一年十一月乙	延暦十一年四月丙戌	延暦十一年二月乙卯	延暦十一年二月甲辰	延暦十一年正月庚午	延暦七年六月乙酉	延暦七年正月癸亥	延暦五年四月乙亥	延暦五年正月壬子	延暦三年六月辛亥	延暦二年十月庚申	延暦二年十二月	延暦元年十月	年月日
14	2	30	19	15	6	14	16	21	12	16			日
7 9 2	7 9 2	7 9 2	7 9 2	7 9 2	7 8 8	7 8 8	7 8 6	7 8 6	7 8 4	7 8 3	7 8 3	7 8 2	西曆
寺名	野	絶・綿	水田	給糧	封戸	禄	水田	造寺	稲	正税	納封	納封330戸	賜物
寺の名前を与えてい	菅原寺の野5町 梶原僧寺の野6町 尼寺の野2町 大井寺の野25町 その他	善珠法師	長谷寺・川原寺	伝燈大法師位施暁の 奏	梵釈寺	高年の僧尼	四天王寺	梵釈寺	普光寺の僧勤韓	百濟寺	璉城寺	妙見寺	対象
				山林修行の 僧		皇太子元 服・高年	交換						理由
藤原清河の屋敷を寺とする号して済恩院 という	菅原寺の野5町 梶原僧寺の野6町 尼寺の野2町は本主に帰す 大井寺の野25町 不比等の野87町 藤原房前の野67町 藤原清河の野80町 (後に寺となる) 藤原清河の屋敷を寺とする号して済恩院 は寺帳に記して良い	善珠法師に施の絶・綿を法師が受け取ら ず、省にある。そのため、官庫に返納す るべし。桓武天皇が聞いて驚いた。	大和高市郡の水田1町を長谷寺・川原寺 に施入	山林で修行する僧侶に対する給糧と、秦 刀自女らの得度許可を求める内容。とも に許可されている。	下総・越前国の封各50戸を梵釈寺に施	皇太子元服により、高年の僧尼に賜 他にも鰥寡憐憫など多数に賜又は賑恤	飾磨郡に所在した四天王寺の寺田80町を 印南郡に移すこと	近江国滋賀郡に梵釈寺を造る	赤い烏を得たことにより、大法師と稲1 000束を施	交野(百濟王氏の本拠地)行幸に伴い、 近江・播磨二国の正税各5000束を施	璉城寺に封	妙見寺に封330戸	備考
桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	天皇
『類聚国史』 日本逸史』 180諸寺	『日本紀略』 『類聚国史』 日本逸史』 182寺田地	『類聚国史』 日本逸史』 186施物僧	『類聚国史』 日本逸史』 182寺田地	『類聚国史』 日本逸史』 182度者	『続日本紀』	『続日本紀』	『類聚国史』 182寺田地	『続日本紀』	『続日本紀』	『続日本紀』	『元亨釈書』 一三卷	『元亨釈書』 二三卷	史料

年月日	日	西暦	賜物	対象	理由	備考	天皇	史料
延暦十二年二月戊午	9	793	土地	四天王寺の土地	長年そうであるから	播磨国が、「四天王寺に神護景雲三年に 入れた藤原永手の土地をずっと入れたま まにしておくのはおかしい」と奏上した のに対して、ずっとしているからと留め 置く。	桓武天皇	『類聚国史』 182寺田地 『日本逸史』
延暦十二年三月	11	793	封百戸	新薬師寺	分割	東大寺の塔修理のための封100戸を新 薬師寺の修理のために分割	桓武天皇	『東大寺要録』 卷六封戸水 田章第八
延暦十二年五月戊子	11	793	稲・銭	百済寺		銭三十万と長門・阿波両国の稲各一万束 を河内国交野郡の百済寺に施入する。	桓武天皇	『類聚国史』 182施人物 『日本逸史』
延暦十二年十月辛亥	6	793	墾田	神願寺		和氣清麻呂が、能登国の墾田58町を神願 寺に施入することを申請し、許される。	桓武天皇	『類聚国史』 182寺田地 『日本逸史』
延暦十二年十月己未	14	793	封戸	大安寺 行秀		大安寺の僧伝燈法師位行秀に封50戸を賜 う	桓武天皇	『類聚国史』 185僧封 『日本逸史』
延暦十四年四月丁巳	20	795	稲	菩提寺	火災にあつ たため	大和国の稲2000束を菩提寺に施入・ 火災にあつたため	桓武天皇	『類聚国史』 182施人物 『日本逸史』
延暦十四年九月己酉	15	795	水田・封戸	梵釈寺		梵釈寺を草創。清行の禪師10人を置き、 中に三綱も含める。 近江国の水田百町・下総国の食封50戸・ 越前国の50戸を施して、修理・供養の費 用に充てる	桓武天皇	『類聚国史』 180諸寺、 182寺田地 『日本紀略』 『日本逸史』
延暦十五年十一月辛 丑	14	796	新銭	七大寺と野寺 僧都・律師など		新銭を七大寺と野寺・僧都律師などに施 す。各有差	桓武天皇	『日本後紀』 『日本紀略』 『日本逸史』
延暦十六年	14	797	近江国正税 稲	延暦寺（最澄への賜 稲）		延暦寺（最澄への賜稲）	桓武天皇	『元亨釈書』 一卷
延暦十六年正月己酉	22	797	稲	善珠の弟子慈厚	師に仕えて 倦むこと無 し	伝燈大法師位善珠法師の弟子僧慈厚に大 和国の稲300束を施。師に仕えて倦む 事なきによる	桓武天皇	『類聚国史』 186施物僧 『日本逸史』
延暦十六年四月壬戌	7	797	稲	僧延尊・聖基・善 行・文延の四人	山中で苦行 し、道を修 めた	大和国の稲400束を以って僧延尊・聖 基・善行・文延の4人に施。山中で苦行 し、道を修めたため	桓武天皇	『類聚国史』 186施物僧 『日本逸史』
延暦十七年正月壬辰	11	798	稲	百済寺		河内国の稲2000束を百済寺に施入す る	桓武天皇	『類聚国史』 182施人物 『日本逸史』

61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	
申 延暦二十四年正月甲	丙寅 延暦二十三年十二月	巳 延暦二十三年十月丁	丑 延暦二十三年十月癸	亥 延暦二十三年十月辛	戌 延暦二十三年正月戊	延暦二十二年正月	寅 延暦二十一年二月庚	延暦二十年三月	延暦十九年二月辛巳	申 延暦十七年十一月壬	延暦十七年五月戊戌	年月日
14	25	16	12	10	22	7	3		3	27	19	日
805	804	804	804	804	804	803	802	801	799	798	798	西暦
建立	綿	綿	綿	綿	田	庄田	布・緇・綿	綿	田	田・池	書	賜物
寺を淡路国に建てる	平城の七大寺	西成・東生二群の諸寺に綿を捨	名草・海部二郡の諸寺に綿を施	和泉・日根二郡の諸寺に綿を施	唐招提寺	東寺	僧綱	近江大津に幸。行宮に近い諸寺	龍華寺	秋篠寺	留学僧永忠	対象
崇道天皇	聖体不予		景色がよい	景色がよい			智行に優れた	行幸	燈分			理由
崇道天皇のために寺を淡路国に建てる。	聖体不予に就き、平城の七大寺に綿560斤を賣して誦経せしむ。	国司が奉獻したのと同じ、西成・東生二群の諸寺に綿を捨	景色が良いため。〔57〕とほぼ同一内容。	行宮から見た景色が天皇の意になつていたことを喜び、百姓への田租免除と国郡司などへの叙位と共に、和泉・日根二郡の諸寺に綿を施	唐招提寺に水田を賜田し、宗派が廢れなように	桓武天皇の勅施田。川合庄田66町大國庄田185町9段180歩	元興寺・葉師寺の29人には各布25端 弘福寺の5人には各布8段 東大寺の9人に各緇1疋と綿10屯	桓武天皇が近江大津に幸した際、行宮に近い諸寺に綿を施	龍華寺に河内国若江郡の田1町6段を施入し、燈分とする。	大和国の添下郡の荒廢公田24町と旧池一処を秋篠寺に永久に容れて、寺田とする。	書を賜。中身は「云々」。	備考
桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	桓武天皇	天皇
『日本後紀』	『日本紀略』 『日本逸史』 『類聚国史』 34天皇不豫	『日本後紀』	『日本後紀』	『日本後紀』	『日本後紀』 『類聚国史』 『日本逸史』	『東寺文書』	『類聚国史』 『日本逸史』	『日本紀略』 『日本逸史』	『類聚国史』 『日本逸史』	『類聚国史』 『日本逸史』	『日本後紀』 『日本逸史』	史料
							186施物僧		182寺田地	182寺田地	182寺田地	

年月日	日	西暦	賜物	対象	理由	備考	天皇	史料
延暦二十四年二月内 午	6	805	稲・調庸の 綿 正倉	大般若経	井上内親 王・他戸親 王	僧150人をして、宮中と東宮坊で大般若経を読ませる。一小倉を靈安寺に作って、稲30束を納める。別に調の綿150斤と庸の綿150斤を収む。井上内親王と他戸親王の怨恨を鎮めるため。	桓武天皇	『日本後紀』 『日本逸史』
延暦二十四年三月辛 未	2	805	被衣	宿侍の僧と五位已上	宿侍の僧と五位已上に被衣を施		桓武天皇	『類聚国史』 『日本逸史』 34天皇不豫
延暦二十四年五月己 卯	11	805	三重塔	修行伝燈法師位聴福	桓武の平善	修行伝燈法師位聴福を紀伊国伊都郡に遣わして三重塔を建てしむ。桓武の平善のため。	桓武天皇	『類聚国史』 『日本逸史』 34天皇不豫
延暦二十四年九月辛 未	6	805	衣	禪師	禪師などに衣を施		桓武天皇	『類聚国史』 『日本逸史』 186施物僧
延暦二十四年十二月 酉	14	805	大袍	僧	僧又は五位已上に大袍を施		桓武天皇	『類聚国史』 『日本逸史』 34天皇不豫

という視点でも考察をしていきたい。

二、延暦年間後半における仏教政策の展開

前章では、延暦年間における仏教政策の転換について施暁の奏上を中心に考察した。本章では施暁の人生を辿ると共に、延暦年間後半における仏教政策の展開を考える。

施暁は、奏上が認められた一年一ヶ月後に律師に任じられている。『僧綱補任』²⁶宝龜五年（七七四）によれば、行基の孫弟子、光信の弟子であり、延暦十二年に律師への補任記事が、延暦十六年に少僧都への補任記事がある。また延暦二十三年に入滅記事が見られる。『本朝高僧伝』の施暁伝には、桓武天皇が近江に梵釈寺を創建したとき、勅命により住持となったという記事があり、『日本霊異記』の「仮官勢」非理為政得悪報縁第三五」には、「施皎僧都」が、桓武天皇に招請され、仏教の質問を受けたのに答えた記事があ

る。以上の史料をもう少し細かく見ていくことにする。

施暁の奏上は、施暁自身の延暦十二年の昇進と結びついた可能性がある。僧綱の構成要員の変化をみると、延暦十二年十月までは、桓武天皇が厚い信頼を置いたとされる僧綱、賢璟³⁰がいた。賢璟は僧綱でありながら、平安京の地を相たと『濫觴抄』に名前が載るなど、政治的な働きがあったとされる僧侶である。死去の前年、八十歳での視察の記事であることから大きな役割は期待されていなかったともされるが、風水思想的な立場での賢璟の意見を無視はできなかったともされる。賢璟は多度神宮寺や室生寺との関係を指摘されてきた人物³⁴でもあり、延暦三年から十二年の死去まで僧綱の最上位である大僧都であったと『続日本紀』に名前があることから、専制と言われた桓武天皇の前期の仏教政策に、ある程度の影響を与えた人物と捉えて良いと考えられる。前述のように桓武天皇が仏教関係の所司を怠慢としていたことから、賢璟は僧を統括する役割は果たしていない立場であったと考えられる。

が、意見を請う立場であったことは確かだろう。

賢環を失った時期に、施暁が僧綱の一員となったことは、前節で①として示した、これ以降の詔内の仏教理念の増加にもつながると考えられる。施暁が桓武天皇に仏教的な知識を与えたことが仏教の理念を加えた詔につながり、それによって、当時のインテリ層であった僧侶たちに天皇の意に添う形の行動をとらせる第一歩となったのではないか。

①は国家を護るといふ山林修業者の宣言でもある。施暁の奏上内容を見た際に、許可したことは、奏上者の話を聞く価値があると桓武天皇が判断したことでもある。「山林修行者の支援を要求した施暁の奏上に応えるかの如き詔として、小林崇仁氏が指摘する梵釈寺草創の詔、『類聚国史』一八〇諸寺及び一八二寺田地、延暦十四年九月己酉条には、

九月癸酉、詔曰、真教有_レ属、隆_二其業_一者人王、法相無邊、闡_二其要_一者
 仏子、朕位膺_二四大_一、情存_二億兆_一、導_レ徳齊_レ礼、雖_レ遵_二有国_一之規、妙果勝
 因、思_レ弘_二無上_一之道、是以披_二山水名区_一、草_二創_一禅院、尽_二土木妙製_一、莊_二
 飭伽藍_一、名曰_二梵釈寺_一、仍置_二清行_一禅師十人、三綱在_二其中_一、施_二近江国水
 田一百町、下総国食封五十戸、越前国五十戸、以充_二修理供養之費_一、
 所_レ冀還_二経_一馳驟、永流_二正法_一、時交_二陵谷_一、恒崇_二仁祠_一、以_二茲良因_一、普
 覃_二一切_一、上奉_二七廟_一、臨_二宝界_一而増_レ尊、下覃_二万邦_一、登_二壽域_一而洽_レ慶、
 皇基永固、卜_二年無窮_一、本枝克隆、中外載逸、綿_二該_一幽顯、傍及_二懷生_一、望_二
 慈雲_一而出_二迷途_一、仰_二惠日_一而趣_二覺路_一。

と、「真教（仏教）が広まるには、属するものが必要で、それを興隆するのは人王（桓武天皇）である。万物の相状についての教えは限りなく、その要をあきらかにする者は僧侶である。朕の位は天下を治めるためにあり、多くの民のことを考えている。徳を導いて礼をととのえ、国家を定めるための規範に則つてはいるが、徳に優れた仏果と善果を生ずる因縁である、この上なく優れた仏教の道を弘めようと思う。」と述べ、国家にとって良い結果をもたらす原因である、仏教を弘めるために、天皇である自分の力と僧侶の力の

双方ともが必要であるとする。前半部の理念部分に関しては、小林氏のいうように、仏教を弘めることに、天皇として協力する意思を示している。また、後半部では僧侶の行いを原因とした結果として、桓武天皇自身の皇統と国家の永続をも願う内容となっている。

梵釈寺は山上寺院であり、山林修業を行うことを目的としたと考えられる。清浄の僧侶による山林修業により、国家にも良い影響をもたらしたい因果応報思想が桓武天皇にも深く根付いていることを示すと言えるだろう。また「闡_二其要_一者仏子」と、僧侶が仏教の要をあきらかにするものという認識も窺える。

このような詔を出すということは、桓武天皇が非常に積極的に仏教を学び、また保護しようとしていることでもある。延暦十一年の施暁の奏上から三年が経過しているが、僧綱の一員となった施暁が僧綱として仏教について桓武天皇に影響を与えるにはふさわしい時間の経過といえるだろう。

また、『本朝高僧伝』の施暁伝の、桓武天皇が近江に梵釈寺を創建したとき、勅命により住持となったという逸話はこの詔とも関連すると考えられる。但し、施暁の梵釈寺の住持説を記す『本朝高僧伝』は後世の史料である。同時代史料により、梵釈寺との関連が確実とされているのは、等定・常騰・永忠の三人である。この三人ともに僧綱に任命される経歴を持つことから、施暁も僧綱の一員であった以上、等定・常騰・永忠の三人と親しく、梵釈寺ともつながりを持つていたことが推定されている⁽³⁵⁾。前述のように梵釈寺は山上の寺院であるため、この寺に關係する僧侶は、山林修業に重きを置く考えを共有していたことも想定できる。

いずれにせよ、延暦十四年九月己酉の詔は国家（桓武）と仏教双方に利得がある關係を示していると言えるだろう。実際にこの時期は桓武天皇と僧綱は良好な關係にあったと読み取れる。梵釈寺草創の詔の半年前、『日本紀略』延暦十四年四月二十三日条に、

「庚申、勅、去延暦四年制、僧尼等多乖_二法旨_一、或私定_二檀越_一、出入_二閭巷_一、或誣_二称_一仏駭、誑_二誤愚民_一。如此之類、擯_二出_一外国。而未_レ有_二遵_一悛、

違犯弥衆、夫落髮遜俗、本為_二修道_一。而浮濫如_レ此、還破_二佛教_一。非_二徒_一穢法門、實亦紊_二乱国典_一。僧綱率而正_レ之、誰敢不_レ從。宜_レ重教諭、不_レ得_二更然_一。」

と、延暦四年五月己未の詔で、法旨に背いている僧尼を外国（京外）に擯出せよとしたが現状ではそうなっていないので、更に厳しくせよという統制政策がとられている。そこには「僧綱率而正_レ之。孰其不_レ正乎」と僧綱が、率先して是正につとめれば、従わない者があるだろうかという表現が取られており、僧綱の他の僧への影響力を桓武天皇が認めていると読み取れる。同内容の延暦四年の詔では僧が守らないだけでなく、所司の捉搦が行き届いていないとしているが、ここでは僧綱が率いて正せば従うだろうとする。僧綱は諸僧を率いる立場にあり、その影響力を桓武が評価している事が読み取れる。このような史料からも、施暁が僧綱の一員となり、桓武天皇に信頼される立場となったことを読み取っても良いのではないか。

『日本靈異記』³⁷「假_二官勢_一非理為_レ政得_二惡報_一縁第三五」では、施暁が桓武天皇に仏教関係の常識を教えることがあったと読み取れる。施暁と桓武天皇が良好な関係にあるからこそ教えを請うものと考えられる。

假_二官勢_一非理為_レ政得_二惡報_一縁第卅五

白壁天皇之世筑紫肥前国松浦郡人火君之氏忽然死而至_二琰魔国_一時王按之_二不_レ合_二死期_一故更敢返還時見_レ之大海之中有_二如_レ釜地獄_一其中有_二如_レ黑椗_一之物而涌返沈浮出告_二火君_一言待耶物白耶即亦涌返沈一復浮而言待物白如_レ是三遍於_二四之遍_一言我是遠江国榛原郡人物部古丸也我存_二世時_一白米綱丁而經_二數年_一百姓之物非理打徵。由_二某罪報_一今受_二此苦_一願為_レ我奉_レ寫_二法花經_一者脱_レ我之罪_一火君見聞自黄泉甦還來而具解送_二於大宰府_一々々得_二解狀_一轉解_二朝廷_一々々不信故大弁官取_二彼黄泉之事狀_一而繼累_二經_二廿年_一也從四位上菅野朝臣真道任_二其官上_一見_二彼狀_一以奏_二山部天皇_一々々聞_二之_一請_二施暁僧頭_一而詔之_二言世間衆生至_二地獄_一受_二苦_一經_二廿餘年_一免耶不_レ也僧頭答曰受_二苦_一之始

也何以知_レ爾以_二人間百年_一為_二地獄一日_一一夜故未_レ免也天皇聞_二之_一彈指勅遣_二使於遠江国_一令_レ訪_二古丸之行事_一方得問_二之_一如_レ解狀_一不_レ異不_レ実天皇信悲以_二延暦十五年三月朔七日_一始召_二經師四人_一為_二古曆_一奉_二寫_二法花經一部_一宛_二經六万九千三百八十四文字_一勸_二率知識_一拳_二皇太子大臣百官_一皆悉加_二入其知識_一也天皇勸_二請善珠大德_一為_二講師_一請_二施暁僧頭_一為_二誦師_一於_二平城宮野寺_一備_二大法会_一為_二講_二誦件經_一贈_二救_二彼靈之苦_一也嗚呼鄙哉古丸用_二于狐借_二虎皮_一之勢_一非理為_レ政受_二惡報_一者不_レ賤_二因果之賤心_一太甚也非_レ無_二因果_一也

地獄で何年も責め苦を受け続けている遠江国榛原郡人の古曆という男が現世の人間（琰魔国から帰る途中の火君之氏）に写経を頼んだ不思議があった報告を受けて、桓武天皇が「施暁³⁸僧都」を招請し、衆生が二十年以上も地獄で責め苦を受けることがあるのかと問うている。施暁はその答えとして、「苦を受くる始めなり。何を以つて爾あるを知るに、人間の百年を以て地獄の一日一夜とする。故に未だ免れず。」と、地獄での時間は現世の三六五〇倍に値するためありうると応答している。この記事から小林氏は、僧綱は仏教者として、天皇やその家族に仏教の理念について教授することもあったと考えられるとしている。更にこの記事から、「施暁は桓武天皇から信頼され、仏法に関する疑問について教導したり、善珠（延暦十六年に僧正）を補佐して法会を執行する役割を担っていたものと推察される。おそらく施暁は、賢璟・等定・善珠ら、当時の仏教界を代表する人物達と近い関係にあり、僧綱や朝廷の仏教政策にも発言力があつたのではないだろうか。」とする。『日本靈異記』は、説話であり、完全に史実とは言えないが、高位の登場人物は実在でもある。このため、基礎的な事項や、当時の文化的背景などは参考にしうるだろう。³⁹

法会が行われた野寺は西本昌弘氏によって、平安京の野寺（北野麩寺）に推定される。また堀裕氏によって、当時の国家法会は僧侶の出張形式で行われていたとされる。⁴⁰前述の通り、史料の性格から、本当に古曆のために法会や写経などが実際に行われたかは不明とするしかないが、日本の国土全体に

広がる因果応報の行政的罪を示したと読み取れる。そういった内容の説話の前提として、桓武天皇が施暁（を始めたとした僧綱）に仏教関係のことを尋ねることはできる関係はありえたと考えられていた事が判明する。場合によっては、施暁の延暦十六年の少僧都への昇進と延暦十五年とされる法要には関連も存在したかもしれない。

しかし、施暁の死は『僧綱補任』には載るが、国史には卒伝として残らない。『僧綱補任』の延暦二十三年没を信ずるならば、同年に僧綱の一員の善謝が載り、施暁が載らないのは不自然である。⁴¹『日本後紀』延暦二十三年五月辛卯条には、

辛卯、伝燈大法師位善謝卒。法師、俗姓不破勝、美濃国不破郡人也。初就同寺理教大徳、稟学法相、道業日進、尤善俱遮、遂乃超□□三学、通達六宗、滋此智牙、决彼疑網。延暦五年、弥照天皇擢任律師、榮華非好、辞職閑居、凡厥行業、必於菩提、一生期尽、終於梵福山中、遂生極樂、入同法夢、時年八十一。

と、律師であつた善謝の卒伝が記される。その時点で施暁は律師より上の小僧都であつたことを考えると、卒伝の欠如は桓武と施暁の距離が隔たつたことを示す可能性がある。

同年の延暦二十三年十一月戊戌条に菅野朝臣真道や石川朝臣河主に「監僧綱政」させた記事がある。この史料は、佐久間竜氏によって、「この時期は桓武政権の力が強く」、桓武天皇の意思が、仏教政策にも強く反映されているとされてきた。しかし、施暁の入滅の年と、官人を僧綱政の監督としたのが同じ年ということからは、桓武天皇の施暁に対する実績の評価が見てとれるのではないだろうか。⁴²施暁の入滅によって、僧綱政への管理が行き届かなくなつたことにより、菅野朝臣真道や石川朝臣河主を派遣する事態と桓武天皇が判断したものと考えられる。⁴³裏返せば、それまでは施暁が僧綱の一員であつたことよつて、僧綱政は桓武天皇が一定程度は満足する状態に保たれていた事実を反映しているとも言える。また、この事実によつて、桓武天

皇は延暦年間後半、僧綱を官人の一種とみなしていたことも想定できるだろう。一時的にはあるかもしれないが、官人で欠員の代替が可能であると考へたことは、施暁の役割が官人に近似していたということも示すのではないだろうか。

前述の林氏によると、桓武天皇は皇親を重視し、藤原氏を特に重要視する傾向はなく、桓武天皇の意図によつて恣意的に参議が決定されていたという。特に「末期には皇親勢力が廟堂を領導し、また天皇の外戚に連なる帰化人系や天皇の寵臣らが、天皇の庇護をうけて廟堂に進出する傾向が顕著に見られたのである。」とする。僧綱も養老僧尼令に規定が存在する官司の一つである以上、桓武天皇の意思によつてその任命が左右された可能性が強いだろう。

施暁に関する史料はこれ以上存在しないため、以下では、施暁も延暦十二年以降はその一員であつた僧綱への対応を見ていくこととしたい。

この時期以後、桓武天皇は僧綱への表現が冷淡になる。例を挙げると、『類聚国史』一七九諸宗、延暦十七年九月壬戌条では、

壬戌、詔曰、法相之義、立有而破空、三論之家、假空而非有。並分軫而齊驚、誠殊途而同歸。慧炬由是逾明、覺風以之益扇。比來所_レ有_レ仏子、偏務_レ法相、至_レ於三論、多廢_レ其業。世親之說雖_レ伝、竜樹之論_レ將_レ墜、良為_レ僧綱無_レ誨、所_レ以後進_レ如_レ此。宜_レ懇勸誘導、兩家並習、俾_レ夫空有_レ之論、經_レ馳驟_レ而不_レ朽、大小之乘、變_レ陵谷_レ而靡_レ絶。普告_レ緇侶、知_レ朕意。

と、三論二宗が並行されるべきなのに、法相宗のみが隆盛しているのは、僧綱の指導が欠如しているためであるとし、僧綱を批判するような内容となっている。また、『日本後紀』延暦二十三年正月丁亥条では

丁亥、勅、頃年諸国緇徒、多虧_レ戒行、既汚_レ法教、先從_レ擯出、然而特降_レ弘恕、厚優_レ耆宿、其有_レ改_レ過者、聽_レ住_レ本寺、又簡_レ智行可_レ称、

堪_レ爲_二人師_一者_上。擢任_二講師_一。化_二導釋侶_一、如聞、苟忝_二講師_一、或事_二姦濫_一、詐稱_二改過_一、未_レ捨_二妻孥_一。此乃僧綱簡擇所_レ失、国司阿容任_レ意、違_レ教慢_レ法、莫_二過_レ斯甚_一、宜_二有_二是類_一、一從_二擯却_一、其僧綱・国司、猶不_二悛革_一、量_レ情科_レ貶。

と、僧綱・国司が不適切な読師任用を改めなければ罰せよと命じている。僧綱の力を信じるに足るとしていた状態から、指導の欠如を批判するようになり、最終的には僧綱であつても改めなければ罰する時まで述べる。同時に延暦十七年頃からの僧綱の補任は、欠員に伴う昇進は行われるが、新補はなく、徐々に僧綱への態度が冷淡となつていゝと云える。

具体的に示そう。野寺の法要の後、延暦十六年は、善珠が僧正でなくなると共に、等定・永忠⁽⁴⁴⁾・施暁・勝虞・如宝⁽⁴⁵⁾の任命が行われ、後に天台宗の開祖となる最澄が内供奉十禅師に任じられた。延暦十六年時点の僧綱は、行賀・等定・永忠・施暁・勝虞・如宝・善謝・善藻である。十七年正月には惠雲のみ増える。しかし、その後延暦年間で新規に任命された僧綱は存在しない。死去によつて人数が減るが、替りが任命されない。

その理由を考えるために、『日本霊異記』に延暦十五年三月と記される野寺法要で施暁が桓武天皇の問いに答えた内容に注目したい。桓武天皇は古磨が「百姓之物 非理打徴」た罪の報いとして、二十年以上地獄で苦しみを受けていることがありうるのかと施暁に問い、施暁はありうると答えている。前述の梵釈寺草創の詔とは、因果応報思想を持つ点が共通する。桓武天皇は、自らが創立した梵釈寺で、清浄の僧侶に修行させる結果（因果応報）として、皇統と国家の繁栄という結果を望んでいた。しかしこの場合、百姓を非理に打ち徴りた悪行の結果（因果応報）として、地獄で責苦にあうと解釈される。これを聞いて桓武天皇はどのように考えただろうか。桓武天皇はかつて藤原種継暗殺事件に関わつたとして、実弟の早良親王を死亡させている。もし悪事についても自身に良くない結果が因果応報として起こるならば、生前にそれだけの罪を犯した自身は死後も非常に長期間地獄で責め苦を味わうことになると理解しただろう。その代償として写経や法会を行うという方法がある

とつながるが、桓武天皇は自身に長期間の地獄での責め苦を、応報として予言するような教えを喜ばしくは思わなかつただろう。つまり、この法要での教授によつて、桓武天皇と僧綱の関係性に変化が生じたことが推測される。一般的にこの時点で桓武天皇はそこまで早良親王の怨霊に悩んではいなかつたとされるが、一人の人間として何かしらの後ろめたさは抱えていただろう。その際に、国家のために仕事をした結果、地獄に落ちた実例を肯定されたとすれば、崇めるべき僧侶とはいへ、距離を置きたくなることは容易に想像できる。地獄で苦しむことがありうると解説する施暁に対して、ある程度の不信は生じたと考えられる。

この時期の日本において仏教の教義は確立しておらず、独自の理論を展開させる面もある一方で、中国では自明とされていたことも明らかにされていない状況であつたことが明らかにされている⁽⁴⁶⁾。前述の『類聚国史』一八〇諸寺及び一八二寺田地、延暦十四年九月己酉条の詔で、「闡_二其要_一者仏子」と、僧侶が仏教の要をあきらかにするものと述べるため、延暦十四年時点で「要」の確立した教義が存在していないことを、桓武天皇は認識していたと考えられる。同時に世間に広く存在する因果応報思想をも認識していただろう。おそらくは悪行の因果応報を免れ得る新たな考え方を欲するようになったと考えられる。その際に、僧の補任として現れたのが、延暦十年代後半以降の僧綱の新規補任の欠如と、施暁以外の宗派の内供奉の補⁽⁴⁷⁾なのではないか。

一人の僧の奏上によつて、多くの僧への対応が変化したことは、奏上の持つ有意味性と僧の有能さが必要であつたと考えられる。施暁を僧綱の一員に加えた結果として、宗教面において施暁の影響を受けることとなり、出される仏教政策に理念（仏教の有るべき姿）を示すようになった側面もあると考えられる。梵釈寺の詔にみられる「妙果勝因」や「以_二茲良因_一」などから、それは仏教への善行によつて、自らへも善いことが続くように祈願する、良い意味での因果応報思想を含んだものと考えられる。しかし、その後、悪行には悪の報いがあるという因果応報もありうると学んだ桓武天皇は、徐々に施暁を含む僧綱へ冷淡と言えざる態度をとるようになったのではないかと、同時期に内供奉に補された最澄の影響をも受けるようになっていったと

推測される。そこには、因果応報思想に留まらない、桓武天皇自身が救われ得る教えを探し求める必要性の認識があったであろう。中国における新しい教えの追究者への支援や優遇はその有力な一手と考えられ、その一つの試みが、後年の彼らの遣唐使としての派遣なのではないか⁴⁹。

これまで、延暦年間後半の仏教政策については、最澄・空海の生涯と桓武天皇の関係性が叙述されることが多く、僧綱との関係性と並列はされてこなかった。しかし僧綱との関係を読み解くことで、逆照射的に最澄らが抜擢された理由の一端を見出せるのではないだろうか。あくまで理由の一つであるが、そこには桓武天皇の救われ得る教えの追究があったのではないか。桓武天皇は、延暦十年前半までは施暁を始めとする僧綱とその教えや影響力に信頼を置き良好な関係を築いていた。しかし、延暦十年代後半からの、治世最後の十年間は僧綱と距離を取り始める。その理由として、善悪に関わらず、自身のした行いの報いが自身に返る、因果応報思想への恐れがあったことが考えられる。

おわりに

以上の検討をまとめる。第一節では延暦年間半ばの賜物の増加と仏教政策の関りについて考えた。『類聚国史』延暦十一年正月庚午の奏上を機に、給を住居に支給してもらえぬ僧侶が増え、得度の許可により、渡来人との関係も再確認された。物質面において、桓武の仏教政策の一変化があったと捉えられることが指摘できるだろう。

第二節では、延暦十一年正月以降の延暦年間の仏教政策の展開について、桓武天皇と僧綱の関係性に注目して論じ、平安新仏教との連関をも示した。桓武天皇は、延暦十二年に律師となった施暁の影響をも受けることになったと考えられる。延暦十四年の梵釈寺草創の詔は、積極的に国家が仏教に関わる姿勢を示したものと見える。しかし、延暦十五年とされる野寺の法会前後において、悪事には悪い報いもありうるという因果応報思想を知り、自身への救いのなさを自覚したことから、僧綱への態度を硬化させたことが推定される。延暦十六年とされる最澄の内供奉への任命は、身近に仕えさせ、影響

を受ける僧が変化したことも示す⁵⁰。そこには因果応報思想ではない、桓武自身を救いうる教えを追究する目的が存在したと考えられる。その先に最澄・空海らの延暦二十一〜二十四年の遣唐使としての派遣があり、それこそが全ての衆生が救われる（悉皆成仏）と説く、平安新仏教確立の素地となったのではないか。これまでは最澄や空海が持ち帰った教えが、願う衆生全ての救済を説くものであったために受け入れられたとされてきた。しかしその前段階として、桓武天皇の仏教とその教えの追究への関心が存在し、それによって最澄と空海は遣唐使として派遣されたのではないかと考える。

桓武天皇は治世の後半において仏教を護り、仏教界へ物質面の充実をはかる傾向があるが、そこには施暁という僧が関わっており、彼によって桓武天皇が認識することになった新たな教えの追究の必要性の認識があったのではないだろうか。

最後に、筆者は政治を動かし得た人間関係に着目して研究をすすめている。このため、本稿でも特に桓武天皇と僧綱の関係性に着目して、仏教政策の変遷を辿ったつもりである。但し、政治や政策は他の要因で動くものでもあるため、論じ残しも多いと考える。今後の課題としたい。

註

- (1) 川尻秋生岩波新書一二七五『平安京遷都』（岩波書店、二〇一三）、川尻秋生『全集 日本歴史 第四巻 揺れ動く貴族社会』（小学館、二〇〇八）では、延暦年間前半の冷遇と、後半のその傾向の鈍化の説明の後、最澄と空海の生涯と事績の解説を行う。本郷真紹『IV奈良仏教と民衆』（日本の時代史四、佐藤信『律令国家と天平文化』（吉川弘文館、二〇〇二）では、「むろん、桓武は闇雲に仏教の統制を推進したわけではなく、一方で山林修行をいっそう奨励し、山背・近江国境近くに梵釈寺を建立するなど、律令制発足当時の仏教との関係を再構築するような政策を相次いで実行するのであるが、そこにおいて仏教に求められた役割は、もっぱら鎮護国家に繋がる現世利益の功德を導くことであり、そのための活動に対する援助は惜しまず払われたと言わねばならない。そして、やがてこのラインから最澄の登場を導くようになるのである。」と解説する。

- (2) 多田伊織『日本霊異記』の時代』（『日本霊異記と仏教東漸』法蔵館、二〇〇一）。但し取り扱う史料は全て延暦四年以前のものである。

- (3) 川尻秋生岩波新書一二七五『平安京遷都』（岩波書店、二〇一三）

(4) 経済面での優遇とは、国家からの何らかの賜物や施入があるなど、寺・僧の財産が増えることと読み取れるものであり、経済面での待遇とは、国家によって、既得権益とされていた財産が規制・削減されるなど、寺・僧の財産が減ると読み取れるものを指す。

(5) 高橋丈夫「桓武朝の仏教政策について」(『史元』一九六六)

(6) 舟ヶ崎正孝「法令上からみた光仁・桓武朝の仏教政策傾向」(『国家仏教変容過程の研究―官僧体制史上からの考察―』雄山閣、一九八五。初出は、「法令上から見た光仁・桓武朝の仏教情勢―僧尼の資質問題中心の考察―」(『生活文化研究』第十三冊、一九六五))

(7) 堀裕「平安新仏教と東アジア」(岩波講座『日本歴史』第四巻古代四、岩波書店、二〇一五)

(8) 朝枝善照「桓武朝の仏教政策」(朝枝善照『日本古代仏教受容の構造研究』(永田文昌堂、二〇〇九)初出は、「桓武朝延暦年間間の仏教政策について」(『龍谷史壇』第七十号、一九七五)。朝枝氏の著作には以下がある。朝枝善照『平安初期仏教の研究』(永田文昌堂、一九八〇)、朝枝善照『日本仏教の伝道』(永田文昌堂、二〇〇九)

(9) 川尻秋生『全集 日本歴史』第四巻 揺れ動く貴族社会(小学館、二〇〇八)

(10) 本郷真紹氏は「依然として天皇が仏教興隆の主導権を掌握していたことは、最澄や空海が天皇との関係を通じて天台・真言両宗の基盤を確立し、またこの両宗がやはり王権との関係を媒介として漸次教団の体制を整えていったという事実が表れており、むしろ王権の選択・意向によって新たな律令国家仏教の体制への志向が打ち出された」と積極的に評価すべきであるように思うのである。」本郷真紹「光仁・桓武朝の国家と仏教―早良親王と大安寺・東大寺」(『法蔵館』二〇〇五)。初出は「光仁・桓武朝の国家と仏教―早良親王と大安寺・東大寺」(『仏教史学研究』三四(一)一九九一)としているが、どのような理由によって王権の選択が行われたかについては言及していない。

(11) 林陸朗「桓武朝論」(『桓武朝論』古代史選書七(雄山閣出版、一九九四)。初出は『國學院短期大学紀要』十一、一九九三)

(12) 小林崇仁氏「施暁と梵釈寺」(『蓮花寺仏教研究所紀要』一、二〇〇八)は、「山林修行を実践した当事者である僧尼の信念や目的意識、あるいはそれを護持した為政者の仏教信仰という視点まで踏み込んだ考察は必ずしも充分とはいえない」現状があると指摘する。また、光仁期に続いて、桓武期においても仏者が修道に務めることにより、天下が安寧であるとの考え方を引き継いでいること、光仁期より理念に基づく事例は頻繁に見えるようになり、仏教に関してより積極的であったことが窺えるとする。

(13) ここで本稿が扱った延暦年間間の史料についても確認しておく。延暦十一年一月月から延暦十五年六月、延暦十六年四月から延暦十七年十二月、延暦十九年一月から延

暦二十二年十二月は『日本後紀』延暦年間部分の欠失である。このため、大きな制約が存在するといえる。更にこの時期は国史も『続日本紀』(延暦十年まで)から『日本後紀』(延暦十一年以降)へと変化した時代である。このため、出現史料の性格の違いという理由も考えるべきである。しかし、これについては『日本後紀』の残存部分から推測するに、無視しうるだろう。『日本後紀』延暦十三年正月癸未条や丁亥条にも詔勅はそのまま引用される例が見られる。また戊戌条は、『類聚国史』一八〇諸寺・一八二寺田地の内容が、『類聚三代格』二の太政官符、及び『弘仁格抄』十四にも見られるが、その記述の異同は、主語と具体例(賜与された水田の場所)のみである。このため、『日本後紀』・『類聚国史』・『類聚三代格』の記事はほぼ同内容であることが知られる。また詔勅や理念を示す部分について省略が行われていないことが分かる。『類聚三代格』は延暦十年の境を考慮せずに、編纂時点で重要と考えられた法令をまとめたものであるため、『続日本紀』と『日本後紀』を通して同一基準で記事を採用しているからである。

(14) 新日本古典文学大系版『続日本紀』五(岩波書店、一九九八)の解説による。この解説では僧綱を含むかは明らかでないが、『日本後紀』講談社学術文庫『講談社、二〇〇六)の解釈では所司は僧綱を含むと解釈している。以下、『続日本紀』と『日本後紀』は基本的に以上の二史料を基本として、訓点を付ける。『類聚三代格』については国史大系を利用している。

(15) 桓武天皇にとって僧綱は所司であり続けたのかは、一人一人の僧綱について検証すべきであるため、今後の課題とする。

(16) 西口順子「梵釈寺と等定」(『史窓』三六、一九七九)

(17) 『類聚国史』には百しかないが、姓の字を補うべきと考えられる。

(18) 本寺と山林修行の場所が明らかでない僧に対して、当該条前に本寺、後に修行場での給糧を受けた木簡が見つければ、個別に実態が明らかになっていくと考えられる。

(19) 蘭田香融「古代仏教における山林修行とその意義―特に自然智宗をめぐって―」(蘭田香融『平安仏教の研究』(法蔵館、一九八一)所収。初出は『南都仏教』四、一九五七。同文が『日本名僧論集』第三巻 空海(吉川弘文館、一九八二)にも収められる)や、蘭田香融「草創期室生寺をめぐる僧侶の動向」(『平安仏教の研究』(法蔵館、一九八一)。初出は、『説史会創立五十周年記念国史論集』一九五九)にもある。

(20) 小林崇仁「施暁と梵釈寺」(『蓮花寺仏教研究所紀要』一、二〇〇八)

(21) 施暁の奏上が桓武天皇に影響を与えたことは、『類聚国史』一八六施物僧 延暦十一年二月乙卯条(表二、二五)に、「大藏省奏請。頃年所施善珠法師。絶綿類。以三法師辞而不受。物实在省。伏望依数返納官庫。上聞而驚焉。」とあり、国からの給糧を受け取らない善珠に驚いたとある。仏教者は給糧されたい(もしくは必要)との理解は、ひと月前の施暁の奏上が念頭にあったことを示す。実際、正月の施暁の奏上を受けて下された命令によって、僧侶への官物が改めて調査され、二月に善

- 珠法師が近年施物の施編類を受け取っていないことが判明したことが想定される。受け取られていない施編類を官庫に返納したいと大蔵省が奏したことを聞いて、桓武天皇が驚いたため、善珠は例外的に施物を必要としない立場にあったと考えられる。善珠は『僧綱補任』と『七大寺年表』によると、延暦元年から十六年まで僧綱の最上位である僧正であったとされる。皇太子の病氣を祈禱によって治したことから僧正に任じられたとある。『元亨釈書』には藤原宮子の薨子であり、幼い頃魯鈍であったことを恥じて、唯識宗を学び、因明論を学んだとある。広く三蔵を該えたとき、延暦十六年正月に皇太子の病に侍り四月に亡くなったとある。このため、延暦十六年のみ僧正であり、それ以前に僧綱としての勤務実態が伴わなかったとされる僧でもある。『元亨釈書』は鎌倉時代の編纂であるため、信憑性は落ちるが、もし本当に宮子の薨子であったならば、経済的に余裕がある立場であり、施物を返納しても困ることはなかっただろう。また『日本霊異記』「智行並具禪師重得三人身生国皇之子」縁 第三十九には善珠が死後に桓武天皇の皇子に生まれ変わったという伝説を載せる。その趣旨は、行いが清く正しい僧侶は天皇家の子供として生まれられるといったもので、善珠は例え国家からの給付であったとしても、托鉢以外の施物を受け取ることを是としなかった僧侶であったとも考えられる。
- (22) 佐伯有清『若き日の最澄とその時代』(吉川弘文館、一九九四)。但し、飢饉は延暦年間前半も頻発(元・三・四・八・九・十年)しており、特に前年のみを取り上げることは無意味と考える。
- (23) 村尾次郎『桓武天皇』(吉川弘文館、一九六三)。この中で村尾氏は、山背国の民が熱心に祈ったのは、その土地が桓武天皇の出身地であったためと推測している。
- (24) 井上満郎『桓武天皇』(ミネルヴァ書房、二〇〇六)では、村尾氏の説を検討した結果、村尾氏の見解に従っている。
- (25) 西本昌弘「平安京野寺(常住寺)の諸問題」(角田文衛監修『仁明朝史の研究』—承和転換期とその周辺—(古代学協会編 思文閣出版、二〇一一))は当該条から施暁は山背国秦氏の出身と推定している。
- (26) 『僧綱補任』は『大日本仏教全書・興福寺叢書一』を使用した。中に収められている興福寺所蔵全六巻のものを基本に、湊敏郎『僧綱補任』巻第一の校訂(『続日本紀研究』二九三、一九九五)の校訂を参照した。
- (27) 『続日本紀』宝龜三年三月丁亥条の十禪師の一人。
- (28) 『日本紀略』延暦十二年二月二十日条にも、任官と任僧綱があった記載がある。
- (29) 『日本後紀』延暦十六年正月辛丑条にも、同内容の記載がある。
- (30) 佐久間竜「賢璟」(佐久間竜『日本古代僧伝の研究』吉川弘文館、一九八三)。佐久間竜氏は、賢璟を桓武天皇と近い関係にあったとする。
- (31) 『日本紀略』延暦十二年正月甲午条に藤原小黒麻呂と紀古佐美らを土地の様子を観察させるために派遣した記事がある。ここには賢璟の名前はないが、『濫觴抄』には賢璟の名も見える。
- (32) 前掲註二十三・二十四の新書による。
- (33) 堀池春峰氏は、「一山図」と室生寺(「南都仏教史の研究」下(諸寺編)法蔵館、一九八二)において、賢璟に風水的な能力があったことを指摘する。また「室生寺の歴史」(同前)では賢璟の事績について詳述し、皇太子時代の桓武天皇との関係性を述べる。また井上満郎氏も賢璟の風水的な知見が平安京遷都に利用されたとしている。
- (34) 前掲註十九の蘭田香融「草創期室生寺をめぐる僧侶の動向」(『平安仏教の研究』(法蔵館、一九八一)。初出は、『説史会創立五十周年記念国史論集』一九五九)、前掲註三十の佐久間竜「賢璟」(佐久間竜『日本古代僧伝の研究』吉川弘文館、一九八三)、前掲註三十三の堀池春峰「一山図」と室生寺」と「室生寺の歴史」(『南都仏教史の研究』下(諸寺編)法蔵館、一九八一)。
- (35) 前掲註二十、小林崇仁「施暁と梵釈寺」(『蓮花寺仏教研究所紀要』一、二〇〇八) 同文が『類聚国史』一八六僧尼雜制にもある。
- (36) 『日本霊異記』の下巻三五縁は、真福寺本を底本として、前田家本を対校本とするのが適切とされる。本稿では、新編日本古典文学全集十『日本霊異記』(小学館、一九九五)に依った。また、日本古典文学大系『日本霊異記』(岩波書店、一九六七)も合わせて参照した。
- (38) 前掲註二十の小林崇仁「施暁と梵釈寺」(『蓮花寺仏教研究所紀要』一、二〇〇八)では、延暦年間に、天皇主催の法会に講師として呼ばれ得る立場の僧頭で名が「施〇」という人物が施暁しかいないことから、「施皎」は「施暁」と推定する。本稿でも従いたい。また、寺川真知夫「説話と事実」(『日本国現報善悪霊異記の研究』和泉書院、一九九六。初出は、『同支社国文学』第九号、一九七四)では、『日本霊異記』の下巻三五縁を素材として、登場人物の実在性や、史実性について論じる。
- (40) 堀裕「平安新仏教と東アジア」岩波講座『日本歴史第四巻古代四』(岩波書店、二〇一五)。
- (41) 但し、『僧綱補任』の誤り等で、延暦二十二年に没した場合は、『日本後紀』の欠少部分であるため、疑問は生じない。
- (42) 前掲註二十の小林氏も指摘している。
- (43) 菅野朝臣真道は、前出の『日本霊異記』下巻三五縁で、古麻呂の地獄での窮状を奏上した人物。石川朝臣河主も、後年還俗して官に仕えたと卒伝(『類聚国史』六六薨卒及び、『日本紀略』天長七年十二月丁卯条)にあるため、兩人とも仏教に詳しい官人であったと考えられる。
- (44) 永忠は宝龜年間に入唐し、「延暦季帰朝」と『僧綱補任』にあるが、同時に延暦

三年から律師をつとめ、延暦十六年に少僧都に昇進したとある。留学などで生死不明の人物を律師に任ずることは考え難いので、「宝亀季」か「延暦初」に帰朝したと考えられる。

(45) 律宗の如宝という僧は渡来人であり、施暁以外では唯一、延暦年間における奏上者として名が残る僧である。奏上内容は唐招提寺の優遇であり、認可されているが、このような部分にも桓武天皇の中国における新しい仏教教義への思いが現れているのではないだろうか。

(46) 上島享「平安仏教 空海・最澄の時代」(吉川真司編『日本の時代史五平安京』吉川弘文館、二〇〇二)

(47) 延暦十六年時点の僧綱とその宗派を確認すると、行賀(法相)・等定(華嚴)・永忠(不明)・施暁(法相)・勝虞(法相)・如宝(律)・善謝(法相)・善藻(不明)である。多くは施暁と同じ法相宗の僧侶である。当時、一番隆盛を誇っていた法相宗であるが、桓武天皇は延暦十年代後半には繰り返し、年分度者人数の堅持を指示する詔勅を出している。

(48) 具体的には最澄のことを指す。『叡岳要記』には、延暦十六年に最澄が内供奉に補されたことが記される。内供奉十禪師の研究については、垣内和孝「内供奉十禪師の再検討」(『古代文化』四十五(五)、一九九三)に詳しい。

(49) 最澄らが唐より持ち帰った思想の中に悉皆成仏(望む人間は皆成仏できる)がある。おそらくそれは崩御直前の桓武天皇を大いに勇気づけたと想定される。晩年の最澄の急激な桓武天皇との接近とも関連すると考えられる。

(50) 既存勢力への対抗という面も考察すべきだが、藤原氏の動向や政治状況等、他に考察すべきことが多くなるため、今後の課題とする。

Evolution of the Policy of Buddhism (仏教政策) during the Enryaku Period (延暦年間) ~ relations between Emperor Kanmu (桓武天皇) and Segyo (施暁) ~

Mio NAMBA

This paper follows the transformation of the Policy of Buddhism in the Enryaku Period (延暦年間) under its leader, Emperor Kanmu.

Emperor Kanmu is generally known that he took cold treatment while on his Imperial Throne. Recently, he has been reported to change his attitude to Buddhism especially in his later years, as he feared the vengeful spirit of his brother, Prince Sawara (早良親王).

A remarkable point to consider is a proposition (奏上) about treatments of monks, by Segyo (施暁, a bishop) in 15th January Enryaku11 (延暦 11 年, 792), written in *Ruiju-Kokusi* (類聚国史 distill of Rikkokusi (六国史)). The first half of this paper discusses the importance and significance of the proposition; the second half discusses the relationship between Kanmu and Segyo (and the other bishops) after the proposition.

After the proposition, tributes to monks and temples increased and the relationship between Kanmu and Segyo (and the other bishops) became amicable. Kanmu issued a number of detailed orders relating Buddhism, referring to “ideal monk”.

In *Nihon-Ryōiki* (日本靈異記), four years later, at a big memorial service for Ohtomo Komaro (大伴古麿) in Nodera (野寺), Segyo taught Kanmu that after a bad person died, especially severe punishments would happen to them (因果応報). Subsequently, Kanmu seems to readopt his colder attitude to the bishops, in *Nihon-kōki* (日本後紀).

Simultaneously, Saicho (最澄) formed a close relationship with Kanmu. Saicho anxiously hoped for seeking a developed doctrine of Buddhism. At that time, Japanese Buddhism doctrines had fallen behind the Chinese. Therefore, Kanmu dispatched Saicho (and Kukai (空海)) to China, searching new doctrines which could redeem Kanmu himself.

This paper concludes that Heian-Shinbukkyo (平安新仏教) was introduced by the demand for Kanmu’s redemption. Kanmu’s relationships not only with Saicho (and Kukai) but also with bishops such as Segyo explain why Kanmu dispatched Saicho to China and imported Heian-Shinbukkyo to Japan in the early Heian-era (平安時代).